○国土交通省告示第千四十八号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定により、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道として、令和八年七月二十四日付けをもつて次のとおり指定したので、同条第七項の規定により告示する。

令和八年八月十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準第二条（踏切道改良促進法施行規則）	
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名		
1	六道	茨城県ひたちなか市	ひたちなか海浜鉄道㈱	湊線	ひたちなか市	市道	中央地区420号線	第12号	—
2	沢メキ	茨城県ひたちなか市	ひたちなか海浜鉄道㈱	湊線	ひたちなか市	市道	湊１級２号線	第12号	—
3	海老原４	茨城県つくばみらい市	関東鉄道㈱	常総線	つくばみらい市	市道	24368	第６号	—
4	小絹	茨城県つくばみらい市	関東鉄道㈱	常総線	つくばみらい市	市道	128	第12号	—
5	中堀	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	Ⅰ―242号線	第６号	—
6	根小屋支線32号	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	Ⅰ―479号線	第６号	—
7	鹿島	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	Ⅰ―648号線	第６号	—
8	権現堂	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	吉井―6247号線	第６号	—
9	武蔵藤沢第４号	埼玉県入間市	西武鉄道㈱	池袋線	入間市	市道	幹２号線	第12号	—
10	第二関口	埼玉県児玉郡神川町	東日本旅客鉄道㈱	八高線	神川町	町道	１級６号線	第12号	—
11	神泉２号	東京都目黒区	京王電鉄㈱	井の頭線	目黒区	区道	Ａ９―15号	第10号	—
12	相模大野５号	神奈川県相模原市南区	小田急電鉄㈱	江ノ島線	相模原市	市道	上鶴間280号	第10号	—
13	高座渋谷５号	神奈川県藤沢市	小田急電鉄㈱	江ノ島線	藤沢市	市道	長後568号	第10号	—
14	高座渋谷２号	神奈川県大和市	小田急電鉄㈱	江ノ島線	大和市	市道	小田急高座渋谷２号踏切道	第10号	—
15	中央林間３号	神奈川県大和市	小田急電鉄㈱	江ノ島線	大和市	市道	小田急中央林間３号踏切道	第10号	—
16	波田駅	長野県松本市	アルピコ交通㈱	上高地線	長野県	県道	塩尻鍋割穂高線	第12号	—
17	岐南６号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道㈱	名古屋本線	岐阜県	県道	岐阜環状線	第１号	—
18	岐南７号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道㈱	名古屋本線	岐阜市	市道	畷東イ号線	第３号	—
19	茶所１号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道㈱	名古屋本線	岐阜県	県道	岐阜那加線	第１号	—
20	茶所５号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道㈱	名古屋本線	岐阜県	県道	岐阜南濃線	第１号	—